５　国民体育大会会長トロフィー授与規程

第１条　国民体育大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、正式競技

別男女総合成績第１位の都道府県に授与する。

　　２　第１位が２都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第２条　大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回の競技会において返還する。

第３条　大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

　　 (1)　責任をもって保管する。

　　 (2)　破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。

　　 (3)　優勝の刻印を次回大会までに行うものとする。ただし、第１条第２項の場合は、

当該都道府県で協議して決めるものとする。

　　 (4)　公益財団法人日本スポーツ協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じな

ければならない。

附　則　　　本規程は、昭和41年4月 1 日制定

　　　　　　　　　　　昭和45年1月22日一部改定

　　　　　　　　　　　昭和48年7月10日一部改定

　　　　　　　　　　　昭和54年5月 9 日一部改定

　　　　　　　　　　　平成17年6月16日一部改定

　　　　　　本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）

から施行する。

　　　　　平成30年4月 1日一部改定